

鳥取県選挙管理委員会告示第46号

平成19年4月8日執行の鳥取県議会議員一般選挙において鳥取市選挙区、米子市選挙区、倉吉市選挙区、境港市選挙区及び岩美郡選挙区については、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次